

緊急情報等を受信できる戸別受信機を1台2,000円でお渡しします。



©いなりん

・戸別受信機について

屋外スピーカーから放送された情報や緊急情報を受信すると、音声合成により自動で起動しお知らせするものです。



1辺：約10cm

新しい戸別受信機の注意点等

- ・1世帯1台の貸与です。
- ・緊急放送は音量つまみに関係なく最大音量で流れます。
- ・停電時には乾電池（単3型アルカリ6本：1～2日）で対応します。
- ・時計表示、アラーム、AM/FMラジオ機能があります。
- ・過去の放送は最大10件まで保存されます。
- ・10件を超えた場合は、古いものから自動で削除されます。
- ・放送を未確認の場合、画面が点滅し続けます。

※夕方5時の夕焼け小焼けは流れません。

※直射日光の当たる場所には置かないでください。

※不要になった場合は返却をお願いします。

（貸与時にお支払いいただいた2,000円は返却いたしません。）

放送を受信した場合 →自動で放送が流れます。

緊急情報を受信した場合

緊急情報の例：

- 緊急地震速報
- Jアラート（弾道ミサイル攻撃など）
- 特別警報（気象・津波・噴火など）
- 避難情報（避難指示など）

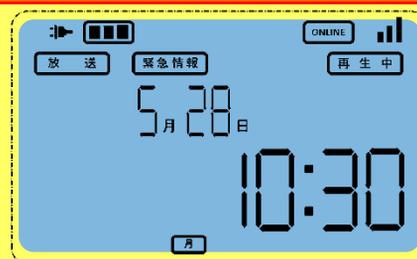
画面が赤く点滅し、「音量つまみ」に係なく最大音量で放送が流れます。

お知らせ情報を受信した場合

お知らせ情報の例：

- 行方不明者の情報
- 食中毒警報
- 新型コロナウイルス感染情報
- 有害鳥獣駆除情報など

画面が青く点滅し、「音量つまみ」の設定音量で放送が流れます。



戸別受信機の液晶画面

お求めについて

防災センター（豊川市諏訪1-1）1階受付にて、1世帯（1施設）1台限りで貸与しております。

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、年末年始を除く）

費用：2,000円

希望される世帯は、申請書に記入の上、防災センター1階受付へ提出してください。申請書は、ホームページ及び防災センターにもあります。

様式第1号（第3条関係）

豊川市戸別受信機貸与申請書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

郵便番号 44

住 所 豊川市

申請者 氏 名

電 話

〔 法人等にあつては、その所在地、
名称及び代表者氏名並びに電話 〕

豊川市戸別受信機の貸与を希望しますので、豊川市防災情報伝達システム（同報系）戸別受信機貸与要綱第3条の規定により申請します。

なお、申請内容について、豊川市職員が住民基本台帳、法人市民税課税台帳等により確認することについて同意します。

.....
豊川市処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号	CLT	受付日	令和 年 月 日
中 学 校 区		貸与日	令和 年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考	有償 無償		